## 島根県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という）第59条に基づく 住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定の基準を以下のとおり定める。

１ 支援業務の実施に関する計画の基準（法第59条第１号関係）

（１）支援業務の実施のために必要な組織体制及び人員体制を確保していること。

（２）支援業務の内容及び実施方法が適切であること。

（３）法第81条第１項に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携が図られていること。

（４）支援業務を行う区域が定められていること。

（５）支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められていること。

２ 支援業務実施のための経理的及び技術的基礎に関する基準（法第59条第２号関係）

（１）支援業務を行うに十分な財源を有していること。

（２）法第62条第１号の支援業務を実施する場合は、家賃債務保証業者登録規程（平成２９年国土交通省告示第８９８号。以下「登録規程」という。） の登録を受けること。

（３）法第62条第２号及び第３号並びに第４号の支援業務を実施する場合は、住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること。

３ 支援業務実施のための知識及び能力並びに財産に関する基準（法第59条第３号関係）

法第62条第１号又は第５号の支援業務を実施する場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第29条に規定する知識及び能力並びに財産的な基礎を有していること。

４ 支援業務実施のため役員又は職員の構成に関する基準（法第59条第４号関係）

役員が以下の各号に該当しないこと。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金刑処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

（３）法第70条第１項又は第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年第 77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過

しない者（以下「暴力団等」という。）

（５）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（１）から（５）のいずれかに該当するもの

（６）暴力団員等がその事業活動を支配する者

５ 支援業務の公正な実施に関する基準（法第59条第５号関係）

他の業務を行う場合は、支援業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。

６ その他基準(法第59条第６号関係)

（１）定款等において、支援業務を実施するために必要な事項が記載されている等、意思決定がなされていること。

（２）法第62条各号に掲げる支援業務を行う備えがあること 。

ただし、以下に該当する場合は、その備えがあるものとする。

① 定款に各業務の実施に関することが記載されている場合

（例えば、「要配慮者の居住支援に係る業務」等の包括的に全ての業務を読込むことができる記載がある場合）

② 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第１号）第40条第1項に規定する「支援業務の実施に関する計画」に、実際行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合

なお、上記① 、②が困難な場合にあっては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合には、その備えがあるものとする。

③ 登録規程の登録を受けた業者と連携を図る旨が施行規則第40条第１項に規定する「支援業務の実施に関する計画」に記載されている場合

（３）業務上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定め等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

附 則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年６月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年10月１日から施行する。